

健全化判断比率等の公表について

○健全化判断比率等の公表について

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方自治体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び再生等を図るための計画を策定することとし、その計画の実施促進を図るための行財政の改革を行うことにより、地方自治体の財政の健全化に資することを目的としています。

早期健全化及び再生等の計画策定の義務等を含めた全体の法律は平成 21 年 4 月から施行されましたが、財政の健全性に関する比率の公表については、平成 20 年 4 月から施行されています。

公表するのは、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率(以下「健全化判断比率」といいます。)と⑤資金不足比率の 5 指標です。(※各比率の意味は用語の解説をご参照下さい。)

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

○健全化判断比率及び資金不足比率

令和5年度決算に基づく深浦町の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりで、すべての比率が早期健全化基準を下回る結果となりました。

町では、すべての健全化判断比率が早期健全化基準を下回ることとなったものの、実質公債費比率は依然として高い水準にあり、今後もすべての比率をさらに改善するよう、継続して行財政改革を推進してまいります。

◆健全化判断比率

指 標	深浦町	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	15.00%	20.00%
② 連結実質赤字比率	—	20.00%	30.00%
③実質公債費比率	9.3%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	24.8%	350.0%	

※ 実質赤字・連結実質赤字とならなかつたため「—(該当なし)」で表示していません。

◆資金不足比率

公営企業	深浦町	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	20.0%

※ 資金不足とならなかったため「—(該当なし)」で表示しています。

○用語解説

◆実質赤字比率(じっしつあかじひりつ)

地方公共団体が行う福祉や教育、産業振興やまちづくり事業など、行政サービスの中核をなす会計(一般会計等)の健全性を測るための指標です。地方公共団体が1年間に使うお金は、その年の収入の範囲でまかなわれるのが原則ですが、歳出が歳入を上回り赤字決算となった場合、財政悪化の度合いをこれによって表します。実質赤字額を標準財政規模(下記参照)で割って求め、15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。

深浦町の一般会計等の対象は、一般会計のみです。

◆連結実質赤字比率(れんけつじっしつあかじひりつ)

地方公共団体には一般会計等のほかに、水道事業や下水道事業などの公営企業の経理を行う特別会計や、国民健康保険事業など法律の規定に基づき設置が義務付けられている特別会計があります。地方公共団体全体としての財政状況を測るためには、一般会計等のみならず、すべての会計の状況を見る必要があります。

この比率は、全ての会計を連結した場合の収支に赤字が生じた場合、連結赤字額を標準財政規模で割って求めます。20%以上で財政健全化団体に、30%以上で財政再生団体となります。

◆実質公債費比率(じっしつこうさいひりつ)

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分なども要素に加えられています。

この比率が25%以上になると財政健全化団体となり一部の地方債の発行が制限され、35%以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。

◆将来負担比率(しょうらいふたんひりつ)

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。実質的な負債には、一般会計の地方債残高をはじめ、特別会計や一部事務組合の地方債残高、第三セクターへの損失補償額のうち一般会計が負担すべき部分も含まれます。350%以上で財政健全化団体となります。

◆資金不足比率(しきんふそくひりつ)

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。地方公営企業法を適用する会計の資金不足比率は、原則として流動負債が流動資産を上回る場合、その上回っている額を事業規模(営業収益－受託事業収入)で割って求めます。地方公営企業法を適用しない会計の資金不足比率は、原則として実質収支の赤字額を事業規模(営業収益－受託事業収入)で割って求めます。20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。

◆標準財政規模(ひょうじゅんざいせいきぼ)

自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度もっているのかを表す指標で、普通交付税と地方税が主なものです。自治体の財政状況を一定の基準で分析する場合などに利用されます。

問合せ先 財政課 財政係
電話：0173-74-2113 (直通)
0173-74-2111 内線 234
FAX：0173-74-4415